「神奈川県県営住宅等の使用許可に関する特例を定める規則（案）」の概要

１　制定の趣旨

これまで、県営住宅等の目的外使用許可については、地方自治法第238条の４第７項の規定に基づき、神奈川県県有財産規則による財産経営部長特認により行ってきた。

このたび、県営住宅等のより弾力的な活用を図るため、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、財産経営部長特認によらず、目的外使用許可が可能となるよう、特例規則を制定する。

２　制定の内容

(1) 第１条において、本規則は、県営住宅等の使用許可に関し、神奈川県県有財産規則の特例を定めるものとする規定を設ける。

(2) 第２条において、県営住宅等が存する区域等の活力向上等を目的として入居者資格を有しない者を県営住宅に入居させる場合や、住まいに困窮する者への支援に資することを目的に実施する事業のために当該事業を行う者に県営住宅等を使用させる場合等において、建築住宅部長が特に必要と認めるときは、神奈川県県有財産規則第 25 条の規定にかかわらず、県営住宅等の使用許可を行うことができるとする規定を設ける。

３　施行期日

令和９年１月１日